

継続的な役務の提供に係る取引の適正化に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的（第一条関係）

この法律は、継続的な役務の提供に係る取引を公正にし、及び役務の提供を受ける者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、役務の提供を受ける者等の利益を保護し、あわせて継続的な役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とすること。

二 定義（第二条関係）

- 1 この法律において「指定役務」とは、五日以上の期間にわたり、かつ、五回以上継続して提供される役務のうち、技芸又は知識の教授の役務、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術の役務その他国民の日常生活に係る取引において提供される役務であって政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、指定役務の提供を受ける権利をいうものとする。
- 2 この法律において「役務提供契約」とは、指定役務を有償で提供する契約（当該指定役務の対価の額が政令で定める金額に満たないものを除く。）をいい、「権利売買契約」とは、指定権利の売買契約（当該指定権利の代金の額が政令で定める金額に満たないものを除く。）をいうものとする。
- 3 この法律において「役務提供事業者」とは、役務提供契約に係る役務の提供の事業を営む者をいい、「権利販売業者」とは、権利売買契約に係る権利の販売の事業を営む者をいうものとする。
- 4 この法律において「役務の提供を受ける者」とは、役務提供事業者と役務提供契約を締結した者をいい、「購入者」とは、権利販売業者と権利売買契約を締結した者をいうものとする。
- 5 この法律において「特定クレジット」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) それと引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と役務提供契約を締結して指定役務の提供を受け、又は特定の権利販売業者と権利売買契約を締結して指定権利を購入することができる証券その他の物（以下「証券等」という。）をこれにより役務提供契約を締結して指定役務の提供を受け、又は権利売買契約を締結して指定権利を購入しようとする者（以下「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と役務提供契約を締結し、又は特定の権利販売業者と権利売買契約を締結したときは、当該利用者から当該役務提供契約に係る役務の対価又は当該権利売買契約に係る権利の代金に相当する額の金銭を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該役務提供事業者又は権利販売業者に当該額の金銭を交付すること（以下「一号クレジット」という）。
- (2) 証券等を利用することなく、特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者との役務提供契約の締結又は特定の権利販売業者が行う購入者との権利売買契約の締結を条件として、当該役務提供契約に係る役務の対価又は当該権利売買契約に係る権利の代金の全部又は一部に相当する額の金銭を当該役務提供事業者又は権利販売業者に交付し、当該役務の提供を受ける者又は購入者から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該額の金銭を受領すること（以下「二号クレジット」という）。
- (3) 証券等を利用者に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と締結した役務提供契約に係る役務の対価又は特定の権利販売業者と締結した権利売買契約に係る権利の代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに受領し、当該役務提供事業者又は権利販売

業者に当該役務の対価又は当該権利の代金に相当する額の金銭を交付すること（以下「三号クレジット」という）。

第二 役務提供事業者等の行為の規制

一 契約締結前の取引条件の表示等（第三条関係）

役務提供事業者又は権利販売業者（以下「役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約又は権利売買契約（以下「役務提供契約等」という。）を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該契約が成立するまでの間に、役務の内容、提供の方法・場所又は権利の内容及びその行使により提供される役務の内容、提供の方法・場所、役務の提供の開始時期・期間・回数又は権利の移転時期及びその行使により提供される役務の提供の開始時期・期間・回数、役務の対価又は権利の販売価格（当該契約が特定クレジットに係るものである場合にあっては、役務の対価の一括前払価格又は権利の現金販売価格）、役務の対価又は権利の代金の支払時期・方法、契約の変更、契約の解除、損害賠償額の予定、保証委託契約の締結の有無・内容等の事項を示し、かつ、説明しなければならないものとする。

二 契約締結後の書面の交付（第四条関係）

役務提供事業者等は、役務提供契約等を締結したときは、役務の提供を受ける者又は購入者（以下「役務の提供を受ける者等」という。）に対し、遅滞なく、一の事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

三 前払金の保全（第五条関係）

役務提供事業者等は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は通商産業大臣の指定する者（以下「銀行等」という。）との間において、政令で定めるところにより、役務提供事業者等が受領した前払

金（役務の対価又は権利の代金の全部又は一部として授受される金銭その他の役務提供契約等に関して授受される金銭であって当該役務提供契約等に係る役務の提供に先立って支払われるものをいう。以下同じ。）の全部又は一部の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等が当該返還債務のうちその額の二分の一以上の額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が当該返還債務のうち当該部分を連帯して保証することを約する書面を役務の提供を受ける者等に交付する措置を講じた後でなければ、役務の提供を受ける者等から前払金（政令で定める額以下のものを除く。）を受領してはならないものとする。

四 禁止行為

- 1 役務提供事業者等は、役務提供契約等に関する事項について広告をするときは、役務提供契約に係る役務の内容等の事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないものとする。（第六条関係）
- 2 役務提供事業者等は、役務提供契約等の締結について勧誘をするに際し、又は役務提供契約等の解除を妨げるため、当該役務提供契約等に関する事項であって、顧客又は役務の提供を受ける者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないものとする。また、役務提供事業者等は、役務提供契約等を締結させ、又は役務提供契約等の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならないものとする。（第七条関係）

第三 主務大臣の指示・業務停止命令（第八条、第九条関係）

主務大臣は、役務提供事業者等が第二・一から四までに違反し又は役務提供契約等に基づく債務の履行

拒否等の不当行為をした場合において役務の提供等に関する取引の公正及び役務の提供を受ける者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができものとする。また、主務大臣は、役務提供事業者等が第二・一から四までに違反し若しくは役務提供契約等に基づく債務の履行拒否等の不当行為をした場合において役務の提供等に関する取引の公正及び役務の提供を受ける者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者等がその指示に従わないときは、当該役務提供事業者等に対し、一年以内の期間を限り、役務の提供等に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができるものとする。

第四 役務の提供を受ける者等の救済措置

一 契約の無理由解除（クーリング・オフ）（第十条関係）

役務の提供を受ける者等は、第二・二の書面（二号クレジットに係る役務提供契約等の場合にあっては、第二・二の書面及び第五・二4の書面。以下同じ。）を受領した日から起算して十四日を経過したとき及び第二・二の書面を受領し、かつ、初めて役務の提供があった日から起算して八日を経過したときを除き、書面により役務提供契約等の解除を行うことができるものとする。契約が解除された場合は、役務提供事業者等は、損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、また、既に役務が提供されたときにおいても、役務の対価等の金銭の支払を請求することができず、既に金銭を受領しているときは、速やかに、返還しなければならないものとする。

二 契約条件の一方的な変更による契約の解除（第十一条関係）

役務の提供を受ける者等は、第二・二の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後又は第二・二の書面を受領し、かつ、初めて役務の提供があった日から起算して八日を経過した後（三において「ク

ーリング・オフ期間経過後」という。)において、役務提供事業者等が、第二・二の書面に記載された事項を役務の提供を受ける者等の同意を得ないで変更した場合には、将来に向かって当該役務提供契約等の解除を行うことができるものとする。契約が解除された場合は、役務提供事業者等は、損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとする。

三 役務の提供を受ける者等のやむを得ない事情による契約の解除（第十二条関係）

役務の提供を受ける者等は、クーリング・オフ期間経過後において、二のほか、負傷、疾病、精神又は身体の障害、転任に伴う住居の移転その他役務の提供を受ける者等のやむを得ない事情により役務の提供を受けることができないこととなった場合には、将来に向かって当該役務提供契約等の解除を行うことができるものとする。契約が解除された場合は、役務提供事業者は、当該役務の全部の対価に相当する額から当該役務の既に提供された部分の対価に相当する額を控除して得た額に百分の十を乗じて得た額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、権利販売業者についても同様とすること。

四 役務提供事業者等による契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限（第十三条関係）

役務提供事業者が、役務提供契約を解除した場合には、当該役務の既に提供された部分の対価に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を請求することができないものとし、権利販売業者が権利売買契約を解除した場合についても同様とすること。

五 支払義務が履行されない場合の損害賠償等の額の制限（第十四条関係）

役務提供事業者等は、役務提供契約等に係る役務の対価又は権利の代金の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（役務提供事業者等が契約を解除した場合を除く。）には、当該役務の既に提供された

部分の対価又は当該権利の販売価格に相当する額から既に支払われた当該役務の対価又は当該権利の代金の額を控除して得た額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対して請求することができないものとする。

第五 特定クレジット業者等の行為の規制

一 特定クレジットの取引条件の表示（第十五条関係）

- 1 特定クレジットの事業を営む者（以下「特定クレジット業者」という。）は、一号クレジットをするため証票等を利用者に交付するときは、役務の対価又は権利の代金（クレジットの手数料を含む。）の支払期間・回数、クレジットの手数料の料率等を記載した書面を利用者に交付しなければならないものとする。
- 2 特定クレジット業者と特定クレジットに係る契約を締結した役務提供事業者等（以下「特定クレジット関係役務提供事業者等」という。）は、二号クレジットに係る役務提供契約等を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該契約が成立するまでの間に、支払総額、支払期間・回数、クレジットの手数料の料率等を示し、かつ、説明しなければならないものとする。
- 3 特定クレジット業者は、三号クレジットをするため証票等を利用者に交付するときは、弁済時期及び弁済金の額の算定方法、クレジットの手数料の料率等を記載した書面を利用者に交付しなければならないものとする。
- 4 特定クレジット業者は、一号クレジット又は三号クレジットをする場合の取引条件について広告をするときは、当該広告に、それぞれ1又は3の事項を表示しなければならないものとする。
- 5 特定クレジット関係役務提供事業者等は、二号クレジットに係る役務提供契約等に関する取引条件に

ついて広告をするときは、当該広告に2の事項を表示しなければならないものとする。

二 特定クレジットに係る書面の交付（第十六条関係）

- 1 特定クレジット業者は、役務の提供を受ける者等が特定クレジット関係役務提供事業者等と一号クレジットに係る役務提供契約等を締結したときは、遅滞なく、支払総額、各回ごとの支払分の額及びその支払時期・方法等を記載した書面を役務の提供を受ける者等に交付しなければならないものとする。
- 2 特定クレジット業者は、役務の提供を受ける者等が特定クレジット関係役務提供事業者等と三号クレジットに係る役務提供契約等を締結したときは、遅滞なく、役務の対価の一括前払価格又は権利の現金販売価格、弁済金の支払方法を記載した書面を役務の提供を受ける者等に交付しなければならないものとする。
- 3 特定クレジット業者は、三号クレジットに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、弁済金の支払時期、弁済金の額及びその算定根拠を記載した書面を役務の提供を受ける者等に交付しなければならないものとする。
- 4 特定クレジット関係役務提供事業者等は、二号クレジットに係る役務提供契約等を締結したときは、役務の提供を受ける者等に対し、遅滞なく、支払総額、各回ごとの支払分の額及びその支払時期・方法等を記載した書面を交付しなければならないものとする。

第六 特定クレジットに係る役務の提供を受ける者等の救済措置

一 特定クレジット業者による契約の解除等の制限（第十七条関係）

特定クレジット業者は、特定クレジットに係る役務の対価又は権利の代金に相当する額の金銭の受領に

係る契約（以下「受領契約」という。）について一号クレジット若しくは二号クレジットに係る支払分又は三号クレジットに係る弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、支払分又は弁済金の支払の遅滞を理由として、受領契約を解除し、又は支払時期の到来していない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができないものとする。

二 受領契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限（第十八条関係）

- 1 特定クレジット業者は、一号クレジット又は二号クレジットに係る受領契約を解除した場合には、当該受領契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者等に対して請求することができないものとする。
- 2 特定クレジット業者は、1の受領契約について各回ごとの支払分の支払の義務が履行されない場合（特定クレジット業者が受領契約を解除した場合を除く。）には、当該受領契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた支払分の額を控除して得た額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者等に対して請求することができないものとする。

三 特定クレジット業者に対する抗弁（第十九条、第二十条関係）

役務の提供を受ける者等は、一号クレジット若しくは二号クレジットに係る支払分又は三号クレジットに係る弁済金の支払の請求を受けたときは、当該クレジットに係る役務提供契約等の締結及びその履行につき特定クレジット関係役務提供事業者等に対して生じている事由をもって、特定クレジット業者に対抗

することができるものとする。

第七 適用除外（第二十二條關係）

この法律の規定は、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約に係る権利の販売であつて次に掲げるものについては、適用しないものとする。

役務の提供を受ける者等が營業のために又は營業として行うもの
本邦外に在る者に対するもの
国又は地方公共団体が行うもの

次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行うもの（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行うものを含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体

ハ 労働組合

事業者がその従業者に対して行うもの

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他政令で定める者が行うもののうち、役務の提供を受ける者等の利益を損なうおそれがないものとして政令で定めるもの

第八 主務大臣（第二十四条關係）

この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該役務提供契約等に係る役務の提供を行う事業を所管する大臣とすること。

第九 罰則（第二十六条、第二十七条、第二十八条関係）

所要の罰則を定めること。

第十 施行期日その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 その他所要の規定を整備すること。